報告事項１

神戸市校区調整審議会からの答申について

校区調整（案）について、次のとおり神戸市校区調整審議会から答申を受けたことについて報告する。

令和８年10月27日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長　　竹森　永敏

2026年度校区調整審議会開催概要（報告）

１　日時

2026年10月２日（金曜）　15時30分から

２　場所

神戸市総合教育センター 605会議室

３　議事

（１）北区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（２）須磨区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（３）垂水区における指定学校の変更を認める地区の指定について

４　結果

３件とも異議なし

（主な意見）

〇北区関連　　学校間交流の実施、通学路の安全対策

〇須磨区関連　　小規模校対策の検討状況

〇垂水区関連　　就学希望選択制の導入効果

５　実施までのスケジュール

2026年10月　保護者へ就学手続きの案内文を送付

11月　就学手続きに関する説明会の開催・手続き期間

2027年　４月　就学希望選択制の実施

（参考）校区調整審議会委員構成

学識経験者：４名　市民・地域代表：５名

神 校 審 第 ２ 号
２０２６年１０月 ２ 日

神 戸 市 教 育 委 員 会
教育長　　福本　靖　様

神戸市校区調整審議会
会長　　尾﨑　公子

2026年度小・中学校の校区の調整について（答申）

2026年度小・中学校の校区の調整について、慎重に審議した結果、原案のとおり異議ない旨、答申します。

答申内容は、下記のとおりです。

記

１　北区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

桜の宮中学校・大原中学校

（２）調整内容

桜の宮中学校校区について、大原中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する。

（３）実施期間

2027年４月１日から2028年３月31日

（４）対象者

対象地区の１・２年の生徒

２　須磨区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

須磨北中学校・白川台中学校

（２）調整内容

須磨北中学校校区のうち、白川台３・４・６丁目について、白川台中学校への指定学校の変更を認める地区に指定する。

（３）実施期間

2027年４月１日から指定学校の変更を認める地区の指定を解除するまでの間

（４）対象者

対象地区の全学年の生徒

３　垂水区における指定学校の変更を認める地区の指定について

（１）校区の調整を行う関係学校

東舞子小学校・千代が丘小学校・舞子小学校・歌敷山中学校・舞子中学校

（２）調整内容

東舞子小学校校区のうち、星陵台１～４丁目について、千代が丘小学校への指定学校の変更を認める地区に、舞子台８丁目について、舞子小学校・舞子中学校への指定学校の変更を認める地区に、それぞれ指定する。

（３）実施時期

2027年４月１日から指定学校の変更を認める地区の指定を解除するまでの間

（４）対象者

対象地区の全学年の児童生徒

会議名	2026 年度　第１回神戸市校区調整審議会
開催日時	2026 年 10 月２日　15 時 30 分～17 時 00 分
開催場所	神戸市総合教育センター　605 会議室
出席者	会長　尾﨑 公子 委員　秋山 麗子 委員　安藤 福光 委員　坂本 幸子 委員　春木 康輔 委員　宮澤 清志 委員　政野 沙矢香 事務局　都築 浩司（学校計画部長） 事務局　萱嶋 逸巳（学校環境整備課課長） 事務局　土橋 裕介（学校環境整備課係長） 事務局　大田 彰之（学校環境整備課係長）
議　題	（１）北区における指定学校の変更を認める地区の指定について （２）須磨区における指定学校の変更を認める地区の指定について （３）垂水区における指定学校の変更を認める地区の指定について
会議要旨	１．会長及び会長代理の選任 ・尾﨑委員を会長、安藤委員を会長代理とする旨、全会一致で可決。 ２．審議内容 （１）北区における指定学校の変更を認める地区の指定について （事務局） 　諮問内容について資料に基づき説明（別添） （委　員） 　現状で大原中学校への就学をどれくらいの生徒が希望しているか。 （事務局） 　集計は行っていないが、桜の宮小学校の６年生は「進学と同時に大原中学校へ行きたい」という声が比較的多いと聞いている。一方で桜の宮中学校の１年生は在籍途中の転校になるため、「来年度から大原中学校に行きたい」という声がある。 （委　員） 　極端ではあるが、桜の宮中学校の全生徒が大原中学校への就学を希望すると桜の宮中学校の教育活動が立ちいかなくなる懸念がある。桜の宮中学校の教育活動をどのように確保するのか。 （事務局） 　保護者・地域説明会でも同様の意見があった。学級数に応じて教員数は決まるが、仮に特定の学年に生徒がいない場合でも、９教科の教員を配置する。また、生徒たちが就学希望選択制を利用しなくても、学校統合の際に不安が生じないように、事前に両校での交流活動などを行う。 （委　員） 　学校間交流は確実に実施してほしい。また、関係部局との連携も進め

	てほしい。 （事務局） 学校の施策として学校間交流は必要であると認識している。関係部局とも連携して進めていく。 （委　員） 大原中学校に最も遠い地域の場合、距離や時間はどのくらいか。 （事務局） 桜の宮中学校の北側に隣接マンションがあり、一定の生徒が居住している。通学距離は約 2.2㎞、徒歩で 40 分ほどである。神戸市の通学距離の基準（中学生は片道３㎞以内）の範囲内であるが、当該マンションからは負担が大きくなる。 なお、通学距離については、桜の宮中学校校区の約６割の生徒が甲栄台に居住しており、大原中学校の方が近い生徒やあまり距離が変わらない生徒もいる。 （委　員） 通学距離については、一般的で問題はないと考えているが、通学路の安全性は担保できているか。 （事務局） 中学校では通学路を明確に指定することはないが、保護者説明会では推奨ルートを提示している。 （委　員） 通学距離が長くなるが、自転車通学は検討しているのか。 （事務局） 大原中学校では原則として自転車通学は認めていない。保護者からは「通学距離が遠いので自転車通学を認めてほしい」との要望もあり、校長とも協議を行っている。ただし、学校前の長田箕谷線は交通量が多く、自転車は道路交通法の改正により、車道走行が原則となるため、安全確保が課題である。引き続き慎重に検討していく。 （委　員） 安全面が心配であるが、検討をお願いしたい。 （委　員） 保護者・地域からどのような要望が出ているか。 （事務局） 通学距離が長くなることに関して、スクールバスの導入を求める要望があった。スクールバスについては神戸市の通学距離の基準（中学生は片道３㎞）の範囲内であるため導入は難しい。通学路の安全確保については、関係部局と連携して取り組む。 （２）須磨区における指定学校の変更を認める地区の指定について （事務局） 諮問内容について資料に基づき説明（別添） （委　員） 須磨北中学校校区の白川台３・４・６丁目に居住しており、すでに須磨北中学校に在学している生徒も対象であるか。 （事務局） その通りであり、須磨北中学校に在学中の１・２年生の生徒も、白川台中学校を選択することができる。つまり、新１年生に限らず、全学年を対象とする。 （委　員）

	現状で白川台中学校への就学をどれくらいの生徒が希望しているか。 （事務局） 現在アンケートを実施中である。現時点の見込みでは、小学６年生が５人、中学１年生が１人、中学２年生が１人である。 （委　員） 希望人数は多くないが、なぜ就学希望選択制を実施するのか。 （事務局） 希望者は少なかったものの、検討の背景として、住所地が「白川台」にもかかわらず、白川台中学校へ行けないのはおかしい、という保護者の声や白川小学校から須磨北中学校へ進学する生徒は約２割であり、小学校時代の人間関係を継続したいという声があったためである。保護者に制度案を説明したところ「友人関係が分かれないので良かった」といった肯定的な意見をいただいた。 （委　員） 実施期間について、「当面の間」と記載されているが、なぜ期間を区切らないのか。 （事務局） 「須磨北中学校への進学を前提に居住している」という保護者の声もあるためである。須磨北中学校と白川台中学校をそれぞれ希望する方がいるため、就学希望選択制で対応する。終了時点は現時点で定めていない。 （委　員） 須磨北中学校と白川台中学校はいずれも小規模校である。将来的に両校を統合する予定はあるか。 （事務局） 須磨北中学校と白川台中学校は今後も小規模校の見込みである。今年の夏に学校規模適正化の説明会を開催している。学校統合をするかどうかは未定であるが、小規模校対策を進める方針である。 （３）垂水区における指定学校の変更を認める地区の指定について （事務局） 諮問内容について資料に基づき説明（別添） （委　員） 星陵台１～４丁目の児童数はどれくらいか。 就学希望選択制を利用して千代が丘小学校を卒業した場合、中学校は指定校である星陵台中学校へ進学するのか。 （事務局） 星陵台１～４丁目の来年度の新小学１年生は約 25 人いる。６学年合計で約 100 人が居住している。 就学希望選択制を利用した場合でも進学先は星陵台中学校である。 （委　員） 現状で、星陵台１～４丁目から児童が千代が丘小学校への就学、及び舞子台８丁目から舞子小学校・舞子中学校への就学を希望している児童生徒は、それぞれどの程度いるのか。 （事務局） 星陵台１～４丁目に居住する児童で千代が丘小学校への就学を希望するのは、５歳児は２人、小学１年生は１人、小学２年生は１人である。 舞子台８丁目に居住する児童生徒で舞子小学校への就学を希望するのは、５歳児は５人、小学１年生は１人、小学２年生は４人、小学３年

	生は１人であり、舞子中学校への就学を希望するのは、小学６年生は２人、中学１年生は１人である。 　また、東舞子小学校の児童数は来年度にさらに増加する見込みであり、就学希望選択制の導入に加え、校舎の増築を進めており、過密解消を図る予定である。 （委　員） 　大規模校を望む理由は住みやすさ・子育て環境などであり、居住者は指定校を望む傾向が強い。大規模校は教員不足で細かな支援が行き届かないなどの課題もあるので分散が望ましい。しかし、学校環境へのこだわりの強い家庭もあるので、分散効果は限定される可能性は否定できない。 （委　員） 　これまで実施している就学希望選択制の導入効果はどうか。 （事務局） 　2025 年度に横尾小・妙法寺小で就学希望選択制を導入した事例では、初年約 20 人が希望し、次年度には約５人に減少した。導入の結果、１年生が１クラス見込みの状態から２クラスとなった。初年度は在校の学年の移動が中心となり、その後は新１年生が中心となっている。 　現在も横尾小は各学年２学級の適正規模を確保できているので、一定の効果が表れていると考えている。 ３．決定事項 ・諮問事項について、原案どおり答申する。 ・答申書及び議事要旨について、教育委員会会議で報告する。